⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　総合評価技術提案資料の提出　本工事の総合評価技術提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、総合評価技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価技術提案資料を提出すること。総合評価技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

⑸　総合評価技術提案資料のヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

⑹　総合評価技術提案の採否　総合評価技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、総合評価技術提案による競争参加通知を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、総合評価技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　落札者の決定方法　落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑼　「調査基準価格」を下回る入札を行った者　「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑽　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒀　手続における交渉の有無　無

⒁　契約書作成の要否　要

⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。

⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒅　詳細は入札説明書による。

⒆　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

⒇　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者等は下記の条件を満たすものを当該工事に専任で配置しなければならない。専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工を含む）とする。なお、複数の主任（監理）技術者を設置する場合は、下記の期間とする。

・片持張出し架設工法により架設した工事に関する工事経験を有する技術者は、片持張出し架設工法により架設する工事現場が稼働（準備工を含む）している期間

・コンクリート橋脚の工事に関する工事経験を有する技術者は、コンクリート橋脚の工事現場が稼働（準備工を含む）している期間

①　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職に係らず元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。（工事経験の年数設定はなし）これについて、特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合には、ＰＣ橋上部工工事の構成員が配置する現場代理人又は主任（監理）技術者が下記の同種工事ａ）の、土木工事の構成員が配置する現場代理人又は主任（監理）技術者が下記の同種工事ｂ）の工事経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の経験は同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　同種工事（下記ａ）、ｂ）を必要とする。）

ａ）　片持張出し架設工法により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ橋（複合構造、斜張橋含む）の工事

ｂ）　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

②　設計管理技術者及び照査技術者に関する事項　共通仕様書１―20―２の規定に基づき設置する設計管理技術者及び照査技術者の資格は次のとおりとする。

・設計管理技術者　設計管理技術者は、受注者に所属し下記の定める要件のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

㋑　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

㋒　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

㋓　土木学会認定土木技術者［特別上級土木技術者（鋼・コンクリート）、上級土木技術者（鋼・コンクリート（コースＡ））］

・照査技術者　照査技術者は、受注者に所属し下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

㋑　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。